

緑あふれるまちづくり

本市には、森林や里山がたくさんあります。これらは私たちの心に安らぎを与えてくれるほか、貴重な動植物を育むとともに、水源の涵養や防災など、多くの重要な役割を担う環境資源となっています。こうした緑を生かし、未来に伝えていくことは、今を生きる私たちの務めです。今ある緑を保全しつつ、新たな緑を創出し、暮らしに安らぎと潤いを与える緑豊かな都市を形成していくことが大切です。

四郷風致地区の紹介

風致地区は、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持するために定める地区です。

本市では、昭和51年4月に四郷風致地区を指定しました。

同地区内には、四季の彩りが感じられる「春の丘」「夏の広場」「秋の小径」などの広場や散策路があります。市民に親しまれる憩いの場となっていますので、自然豊かな四郷風致地区を、ぜひ訪れてみてください。



風致条例を改正しました

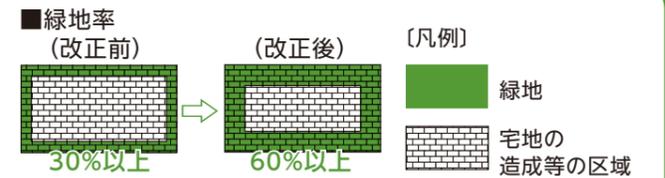
指定から40年余りが経過し、社会情勢の変化など、風致地区を取り巻く環境が変化してきています。風致地区の制度では、主に建築物や工作物、一定基準以上の切土・盛土を行う土地の形状変更などを対象として、風致の保全を図ってきましたが、従来想定していなかった土地利用が課題となっており、風致の保全に対する対応が求められています。

このことから、四郷風致地区では「市民に親しまれる憩いの場」や「市街地と一体となった良好な風致の保全」の観点から、特に現存する緑の保全を強化するために必要となる緑地量の確保ができるよう、「四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例」を改正しました。

【条例改正の内容】

許可の基準のうち、宅地の造成等^{※1}の行為における緑地率^{※2}について、指定区域^{※3}は60%以上、指定区域以外は30%以上に改正します。

- 施行日:令和2年7月1日
- 経過措置:施行日前になされた許可行為の申請は、従前の例による
- ※1.宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- ※2.木竹の保全や植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合
- ※3.四郷風致地区内において、既に土地利用が一定なされている状況を踏まえ、概ね標高40m以上の別図に示す区域



みんなで取り組む緑化活動

市民の皆さんによる緑あふれるまちづくりが進められています。

皆さんも身近な緑を守り育てる活動を始めませんか。

市民緑地制度

荒れていた里山など、身近な民有緑地を地域の皆さんが自らの手で管理・整備し、市民の憩いの場として活用していただく制度です。

市が所有者から土地を借り受け、地域団体などに維持管理と整備を委託しています。

花と緑いっぱい事業

身近な公園や街路などの公共空地で、花壇づくりや緑化活動を行うボランティア団体などに対して補助を行っています。今年度は76団体がこの制度を利用して活動しています。



▼県地区

生垣設置助成制度

道路に面する土地に新たに生垣を設置したり、ブロック塀を生垣に転換したりする場合に補助を行っています。



四日市市緑化基金

市民や企業の皆さんからの寄付金、霞ヶ浦地区のコンビニート企業からの負担金を四日市市緑化基金に積み立て、花と緑いっぱい事業や公園愛護会の活動などに活用しています。

花と緑があふれるまちづくりのため、寄付のご協力をお願いします



都市計画課 ☎354-8214 FAX354-8404
市街地整備・公園課 ☎354-8197 FAX354-8404